

○金融庁告示第五十二号

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律施行規則（令和二年^{内閣府}国土交通省令第六号）第五条の規定に基づき、金融庁長官が指定する者を次のように定め、同令の施行の日（令和二年十一月二十七日）から適用する。

令和二年十一月二十七日

金融庁長官 氷見野良三

地域における一般旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律施行規則第五条に規定する金融庁長官が指定する者は、次に掲げる者とする。

- 一 一般社団法人全国地方銀行協会の会員である銀行
- 二 一般社団法人第二地方銀行協会の会員である銀行
- 三 株式会社埼玉りそな銀行